

第43号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 5 月 13 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

府中市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市市税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市市税条例の一部を改正する条例

府中市市税条例（昭和29年5月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

付則第5条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第5条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第35条の3、第35条の5から第35条の8まで、付則第3条第2項、付則第5条第1項、付則第5条の3の2第1項、前条及び付則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の6第2項、第46条の5第1項及び前条の規定の適用については、第35条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第46条の5第1項中「課した」とあるのは「付則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第5条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないも

のとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。) 及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額 (以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。) からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額 (以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。) がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額 (当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。) に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額 (以下この項において「第1期分金額」という。) に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期 (以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。) においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期 (以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。) においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期 (以下この項において「第3期納期」という。) 及び同条第1項に規定する第4期の納期 (以下この項において「第4期納期」という。) においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、か

つ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第46条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第5条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第46条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（付則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第46条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得

割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第46条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税

額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月

1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額は無いものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第46条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第5条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第46条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金

額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４６条の５第２項の規定により読み替えられた第４６条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第４６条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第５条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

５ 令和６年度分の個人の市民税につき第４６条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第５条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及

び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の5から第35条の8まで、付則第3条第2項、付則第5条第1項、付則第5条の3の2第1項、付則第5条の4及び付則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第6条第2項中「前条」を「付則第5条の4」に改め、同条第3項中「第35条の8第1項」の次に「、付則第5条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第35条の8第1項中」に、「とあるのは、前3条」を「とあるのは「前3条」に、「とする」を「と、付則第5条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第6条第2項及び」と、前条中「付則第5条の4」とあるのは、「付則第5条の4、次条第2項」とする」に改める。

付則第8条の2第6項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、「掲げるもの」の次に「その他総務省令で定めるもの」を加え、同条第7項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第12項を削り、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第12項とする。

付則第8条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項

各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第2項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の規定による申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

付則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

付則第9条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

付則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

付則第10条の2中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年

度まで」に改める。

付則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

付則第11条の2第4項を削る。

付則第11条の3第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第2項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

付則第12条中「又は第4項」を削る。

付則第13条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付則第14条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第14条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第15条第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第16条第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並

びに付則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第17条第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第18条第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第18条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第18条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第18条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第18条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の府中市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

新	旧
付 則 <u>（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）</u> <u>第 5 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則</u> <u>第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控</u> <u>除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、</u> <u>前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割</u> <u>の納税義務者（次条及び付則第 5 条の 7 において「特別</u> <u>税額控除対象納税義務者」という。）の第 3 5 条の 3、第</u> <u>3 5 条の 5 から第 3 5 条の 8 まで、付則第 3 条第 2 項、</u> <u>付則第 5 条第 1 項、付則第 5 条の 3 の 2 第 1 項、前条及</u> <u>び付則第 7 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額か</u> <u>ら控除する。</u> <u>2 前項の規定の適用がある場合における第 3 5 条の 6 第</u> <u>2 項、第 4 6 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用につい</u> <u>ては、第 3 5 条の 6 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6</u> <u>第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条</u> <u>の 8 第 6 項」と、第 4 6 条の 5 第 1 項中「課した」とあ</u> <u>るのは「付則第 5 条の 5 第 1 項の規定の適用がないもの</u> <u>とした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の</u> <u>同項の規定の適用がないものとした場合における前々年</u> <u>中」と、「前々年中」とあるのは「付則第 5 条の 5 第</u>	付 則 (追 加)

新	旧
<u>1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u> <u>(令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</u> <u>第 5 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 4 1 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の都民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の都民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に</u>	(追 加)

新	旧
<u>係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期におい</u>	(追 加)

新	旧
<u>てはないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてははないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u> (4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住</u>	(追 加)

新	旧
<u>民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはなし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の都民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u> <u>2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第46条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u> <u>（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）</u> <u>第5条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第46条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人</u>	(追 加)

新	旧
<u>の市民税の額については、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（付則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第46条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数がある</u>	(追 加)

新	旧
<u>とき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第46条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端</u>	(追 加)

新	旧
<u>数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人</u>	(追 加)

新

旧

の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月

(追 加)

新	旧
<u>1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第46条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日</u>	(追 加)

新	旧
<u>から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第5条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</u> <u>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</u> <u>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第46条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満</u>	(追 加)

新	旧
<u>たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u> (3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金</u>	(追 加)

新	旧
<u>額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第46条の5第2項の規定により読み替えられた第46条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における第46条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第5条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</u> <u>5 令和6年度分の個人の市民税につき第46条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u> <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u> <u>第5条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより</u>	(追 加)

新	旧
<u>控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第35条の3、第35条の5から第35条の8まで、付則第3条第2項、付則第5条第1項、付則第5条の3の2第1項、付則第5条の4及び付則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第6条 省 略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の5から第35条の7まで、付則第5条第1項、付則第5条の3第1項、付則第5条の3の2第1項及び付則第5条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第35条の8第	(追 加) (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第6条 省 略 2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の5から第35条の7まで、付則第5条第1項、付則第5条の3第1項、付則第5条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。 3 前項の規定の適用がある場合における第35条の8第

新	旧
1 項、<u>付則第 5 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 3 5 条の 8 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「前 3 条並びに付則第 6 条第 2 項」と、付則第 5 条の 5 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、付則第 6 条第 2 項及び」と、前条中「付則第 5 条の 4」とあるのは、「付則第 5 条の 4、次条第 2 項」とする。</u> (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する汚水又は廃液の処理施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合) 第 8 条の 2 省 略 2～5 省 略 6 <u>法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イに規定する特定太陽光発電設備（第 2 項に掲げるもの<u>その他総務省令で定めるものを除く。</u>）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、1 2 分の 7 とする。</u> 7 <u>法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロに規定する特定風力発電設備（第 3 項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u> 8 <u>法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハに規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定め</u>	1 項の規定の適用については、<u>同項中「前 3 条」とあるのは、「前 3 条並びに付則第 6 条第 2 項」とする。</u> (法附則第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する汚水又は廃液の処理施設等に係る固定資産税の課税標準の特例割合) 第 8 条の 2 省 略 2～5 省 略 6 <u>法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号イに規定する特定太陽光発電設備（第 2 項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、1 2 分の 7 とする。</u> 7 <u>法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ロに規定する特定風力発電設備（第 3 項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、4 分の 3 とする。</u> 8 <u>法附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ハに規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定め</u>

新	旧
る割合は、4分の3とする。 9 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する特定水力発電設備（前項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。 10 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する特定地熱発電設備（第4項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。 11 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する特定バイオマス発電設備（第5項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。	る割合は、4分の3とする。 9 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する特定水力発電設備（前項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。 10 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する特定地熱発電設備（第4項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。 11 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する特定バイオマス発電設備（第5項に掲げるものを除く。）に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、2分の1とする。
(削 除) 12 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を	12 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の1とする。 13 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる条例で定める割合は、3分の2とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を

新	旧
受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 省 略 <u>2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の規定による申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u> <u>3～7 省 略</u> <u>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>	受けようとする者がすべき申告) 第8条の3 省 略 (追 加) <u>2～6 省 略</u> <u>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u>

新	旧
(1)～(7) 省 略	(1)～(7) 省 略
<u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) 省 略	(1)～(6) 省 略
<u>10</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>9</u> 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6) 省 略	(1)～(6) 省 略
<u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内	<u>10</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内

新

に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省 略

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する

旧

に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省 略

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 省 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する

新	旧
書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 省 略 (5) 施行規則<u>附則第 7 条第 1 8 項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 省 略 <u>1 4 省 略</u> (土地に対して課する<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第 9 条 省 略 (1)～(7) 省 略 (8) 平成 5 年度適用市街化区域農地 法<u>附則第 1 9 条の 3 第 4 項</u> (<u>令和 7 年度又は令和 8 年度</u>における土地の価格の特例) 第 9 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当	書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 省 略 (5) 施行規則<u>附則第 7 条第 1 7 項</u>に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 省 略 <u>1 3 省 略</u> (土地に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>) 第 9 条 省 略 (1)～(7) 省 略 (8) 平成 5 年度適用市街化区域農地 法<u>附則第 1 9 条の 3 第 5 項</u> (<u>令和 4 年度又は令和 5 年度</u>における土地の価格の特例) 第 9 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当

新	旧
該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第59条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。	該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第59条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。
2 <u>法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるもの</u>に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第59条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）	2 <u>法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるもの</u>に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第59条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>）
第10条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等</u>	第10条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等</u>

新

であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を

旧

であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た

新

旧

乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業

額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業

新	旧
地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。	地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</u>	5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</u>
第10条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税について</u>	第10条の2 <u>地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税について</u>

新	旧
は、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しない。 (農地に対して課する<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第 11 条 農地に係る<u>令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</u> 省 略 (市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年	は、法附則第 18 条の 3 の規定を適用しない。 (農地に対して課する<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>) 第 11 条 農地に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</u> 省 略 (市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年

新	旧
度分の固定資産税の特例) 第 1 1 条の 2 省 略 2 ～ 3 省 略 (削 除) 第 1 1 条の 3 市街化区域農地に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固	度分の固定資産税の特例) 第 1 1 条の 2 省 略 2 ～ 3 省 略 4 <u>令和 2 年度分の固定資産税について府中市市税条例等の一部を改正する条例(令和 3 年 3 月府中市条例第 8 号)による改正前の府中市市税条例(以下「令和 3 年改正前の条例」という。)付則第 1 1 条の 2 第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和 3 年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和 2 年度分の固定資産税に係る令和 3 年改正前の条例付則第 1 1 条の 2 第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</u> 第 1 1 条の 3 市街化区域農地に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固

新	旧
定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。	定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（<u>令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額</u>）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街	2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る<u>令和4年度分及び令和5年度分</u>の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地で

新	旧
化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
(免税点の適用に関する特例)	(免税点の適用に関する特例)
第12条 付則第10条、第11条、第11条の2又は第11条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第60条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第10条、第11条又は第11条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第11条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(付則第11条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については付則第11条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。	第12条 付則第10条、第11条、第11条の2又は第11条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第60条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、付則第10条、第11条又は第11条の3の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、付則第11条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地(付則第11条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については付則第11条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)<u>又は第4項</u>に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。
(特別土地保有税の課税の特例)	(特別土地保有税の課税の特例)
第13条 付則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第9条第2号に掲げる宅地等をい	第13条 付則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第9条第2号に掲げる宅地等をい

新	旧
うものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第122条第1号及び第125条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第122条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 省 略	うものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税</u>については、第122条第1号及び第125条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第10条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第122条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 省 略

新	旧
(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の3 省 略 2 省 略 3 省 略 (1)～(4) 省 略 <u>(5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第14条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の4 省 略 2 省 略 3 省 略 (1)～(4) 省 略 <u>(5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則</u>	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の3 省 略 2 省 略 3 省 略 (1)～(4) 省 略 (追 加) (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例) 第14条の4 省 略 2 省 略 3 省 略 (1)～(4) 省 略 (追 加)

新	旧
<u>第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 省 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 省 略 2 省 略 3 省 略 (1)～(4) 省 略 <u>(5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条 省 略 2～4 省 略 5 省 略 (1)～(4) 省 略 <u>(5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8</u>	(追 加) 4 省 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第15条 省 略 2 省 略 3 省 略 (1)～(4) 省 略 (追 加) (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第16条 省 略 2～4 省 略 5 省 略 (1)～(4) 省 略 (追 加)

新	旧
<u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 省 略 2 省 略 (1)～(4) 省 略 <u>(5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 省 略 2 省 略 (1)～(4) 省 略 <u>(5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8</u>	(追 加) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第17条 省 略 2 省 略 (1)～(4) 省 略 (追 加) (先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条 省 略 2 省 略 (1)～(4) 省 略 (追 加)

新	旧
<u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2 省 略 2 省 略 (1)～(4) 省 略 <u>(5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 3～4 省 略 5 省 略 (1)～(4) 省 略 <u>(5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	(追 加) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第18条の2 省 略 2 省 略 (1)～(4) 省 略 (追 加) 3～4 省 略 5 省 略 (1)～(4) 省 略 (追 加)

新	旧
(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)
第18条の3 省 略	第18条の3 省 略
2 省 略	2 省 略
(1)～(4) 省 略	(1)～(4) 省 略
<u>(5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	(追 加)
3～4 省 略	3～4 省 略
5 省 略	5 省 略
(1)～(4) 省 略	(1)～(4) 省 略
<u>(5) 付則第5条の5及び付則第5条の8の規定の適用については、付則第5条の5第1項及び付則第5条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第18条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u>	(追 加)
6 省 略	6 省 略
<u>付 則</u>	

新	旧
<u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u> <u>第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の府中市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u>	